

長期臥床生活を余儀なくされている重度身体障がいのある人へ
日常生活動作を補う自助具を給付します！

（対象者）

第3条 この自助具の給付を受けることができる対象者は、厚岸町に住所を有し、現に居住している者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 身体障害者手帳の1級又は2級に該当し、臥床生活中心であること。

(2) 対象者の属する世帯が、市町村民税を課せられていない非課税世帯であること。

○自助具等の給付種目

種目	性能等	基準額
読書スタンド	寝たまま読書ができるもの	10,300 円
ページめくり	手の不自由な上肢障がいのある人等が読書に使用できるもの	9,000 円
ヘルプハンド	手足の不自由な上肢障がいのある人が、ものをつかむのに使用できるもの	10,500 円
トイレ付きベット	ベットに便器がついたもの	258,000 円
入浴用リフト	回転、上下運動が可能なもの	282,400 円
洗髪器	寝たままの状態で洗髪できるもの	16,900 円
難燃性寝具	日本防災協会に設置する防災製品認定協会において認定ラベルが貼付がされたもの	80,000 円
空気清浄器	室内の空気の消臭殺菌効果のあるもの	52,500 円
ベット用テーブル	ギャッジ・ベットで背を起こした状態のまま使用できるもの	29,500 円
排泄環境用具	汚物処理に必要なもの（汚物流し等及び配管等関連工事一式）	300,000 円
トイレ用トランスファーボード	車椅子から洋式便座に移り移る事を容易にするもの	22,200 円

○問い合わせ先 厚岸町役場保健福祉課障がい福祉係（電話0153-53-3333/F A X 0153-53-3077）